

## 佐賀関大規模火災に関する会長談話

令和7年11月18日に大分市佐賀関で発生した大規模火災（以下「佐賀関大規模火災」という。）によって亡くなられた方に対しご冥福をお祈りすると共に、被害に遭われた方々に対し心よりお見舞い申し上げます。

報道されているとおり、佐賀関大規模火災においては182棟が焼け、焼失面積約4万8900平方メートルにも及ぶ大きな被害が生じました。

このような広範かつ深刻な事態を受け、大分県は、発災当日の11月18日に災害救助法を適用し、同月25日には佐賀関大規模火災が強風による自然災害によるものと認め被災者生活再建支援法を適用しました。

避難生活の長期化やインフルエンザの流行等体調不良の被災者が増加する中、被災者に対し一日も早く生活再建に向けた支援策や支援金等の支給が行き届くよう、行政におかれましては、被災者それぞれの状況に応じて支援策を積極的に周知しつつ最大限の支援を尽くされるよう強く希望します。

当会といたしましては、被災者の生活再建に向けた無料法律相談会を実施する等、弁護士が関わるべき部分を中心に、日本弁護士連合会、九州弁護士会連合会をはじめとする各連合会、各单位弁護士会や関係団体・金融機関と連携しながら、被災者の方々が、速やかに生活再建に向かって進んでいけるよう最大限の支援を行う所存です。

2025年（令和7年）12月10日

大分県弁護士会

会長 田中 利武